

## 平成28年度 第8回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成28年11月24日（木）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |         |        |         |        |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄  | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔   | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、土井勝 |
| 11、笠間隆夫 | 12、山本政一 |        |         |        |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員

- |        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 欠席委員無し | 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 4、志村貞昭 |
|--------|--------|---------|--------|

## 4、出席職員は次の通り

- |       |        |
|-------|--------|
| 野村昌宏  | 観光産業課長 |
| 山田貴訓  | 農業係長   |
| 幡野喬   | 主任     |
| 雨宮祐一郎 | 主任     |

## 5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告  
日程第2： 大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について  
日程第3： その他

## 6、本日の書記は次の通り

- 主任 幡野喬

土屋議長 それでは、平成28年度第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名で、7番委員からは連絡がありませんが、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員と8番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を指名

いたします。それでは日程第1、「会長報告」です。笠間委員より先日実施しました「大島町農業委員会自主研修」について報告をお願いします。

(～伊藤委員 入室～)

笠間委員

それでは先日実施いたしました、「大島町農業委員会自主研修について」ご報告いたします。予定通り10月25日から27日の1泊3日、1泊が船中泊ということで、静岡県的小山町のサンファーム富士小山アメーラトマト圃場、道の駅ふじおやま農産物直売所、木質ペレット工場、富士小山企画の金太郎トマト圃場の視察をしてきました。参加委員は、土屋会長、小坂委員、土井委員と私と、事務局から雨宮氏と幡野氏の6名。毎度のことなのですが、事務局で色々手配をしっかりとっていたので私たち委員としては、ただ後ろについて行って必要などころを見てくれば良かったので、非常にそういう意味では楽でした。まず小山町役場を訪問して色々聞いたのですが、小山町というのは大島と同様にスコリア大地で、ここは主に農産物としては、今までは米だけだったそうです。果実というのは日照などで中々商売になる物は出来ない所だそうです。ただ良い所は、富士の湧水が非常に豊富などころで、それを上手く利用しているところがあるそうです。最初に訪問したのがサンファーム富士小山で高糖度トマトのアメーラというブランドを作っているところを見学したのですが、施設としてはハウスが4ha。4人が各1haずつトマトを栽培しています。施設が整っていきまして温度、湿度、遮光の調整までできるような施設だそうです。端に立っていますと先が見通せないくらい広いです。富士の湧水を利用し、地元産の木質ペレットを燃やして暖房に利用するなど、地域の産業も上手に利用していました。他産地でのトマト栽培を私は初めて見たのですが、3段までしか取らないとのことでした。あまり長くやると色々、病気などの問題があるそうです。他の委員の方でこのことについて補足説明がありましたらお願いします。

小坂委員

いいですか。

土屋議長

はい、2番。

小坂委員

トマトは5段目くらいまでなら病気がなくてできるが、それ以上になると病気になる。それを3段で止めると。それで栽培方法としてはキャップでそのまま20cm、30cmになるかな。20cmくらいで並べてある。それを年11回くらいで更新するという話でした。糖度が8度以上でないとアメーラトマトとして販売ができない。1個1個糖度を測っているそうです。以上。

笠間委員

次にいきます。富士総業と言いまして、木質ペレットを作っているところなんです。小山町周辺の山林、大島でもそうなのですが間伐材が非常に多くて、その始末に困っているところで、細かく砕いて、おがくず状にして、それを乾燥して固めて木質ペレットを作っていました。利用方法としては燃料にするのと、土壤改良剤にも利用しているそうです。そうすることによって山林の管理も充分できるし、自然由来の燃料を使って化石燃料は少しでも少なくしようと。環境に優しい。そういうことをやっているそうです。ちょうど私たちがお邪魔した時も、もう1件他のところからも見学に来ていました。時々その後テレビを見ていると木質ペレットを作っているというのをテレビでもやっていたので、全国でも見直されてきているのではないかと思います。以上です。

- 小坂委員 補足として大島でもペレットじゃないけど、木を砕いておがくず状ではなく、もっと大きくやってはいるのだけれど、この場合はおがくず状にして乾燥させる。その途中で油分が抜けてしまうので、すぐ燃料にも使える。燃料にするには油分があつていいんだらうけど、堆肥に使う分には油分がないから使いやすんじゃないかな。この後に行った金太郎トマトを作っている農家では、堆肥として使ったことがあるという話でした。
- 笠間委員 それからもう一か所は富士小山企画です。金太郎トマト。金太郎というのは小山町出身だそうです。それでこの名前を付けているらしいです。ここでは先ほどと違って多段階で1年近く栽培しているということです。今、小坂委員が言ったとおり、木質ペレットを土壌改良に使ったり、暖房にもこれを使っていると。暖房にした場合、灰がもの凄く少ない。あれだけの施設で一斗缶に二日燃やしたけど少ししか灰が出ていませんでした。その灰はまた、畑の肥料として使えると言っていました。トマトは先ほどのサンファーム富士小山とは違って、別のトマトを使っているんですね。こののは非常に甘いので、一生懸命宣伝していましたが、テレビドラマにもこの場所で撮影して、私たちが行った二日後位にテレビで放映していました。小山町のふるさと納税の商品にも使われているくらいの物だそうです。この人は元農協職員とかで今は一生懸命これをやっている。規模としてはサンファーム富士と比べますと小さいですが、内容は非常にしっかりとしています。一年近く一本の木から採ると言っていました。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。以上、会長報告を終わります。続きまして、日程第2、「大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局(幡野) それでは説明いたします。日程第2、「大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について」です。大島町の町政又は公益に関し、功労又は善行のあった者に対する表彰事業で、一般表彰、特別表彰、職員表彰の3種類があります。表彰者となる者の詳細につきましては、事前にお配りしている大島町表彰条例に記されております。基準日は平成28年4月1日現在となっており、資料の最後に歴代表彰者の一覧を添付しております。委員の皆さまにつきましては、大島町農業委員会としてどなたか推薦の対象となる方がいらっしゃるかご意見をいただき、大島町へ回答したいと思います。また、推薦期限が12月15日までとなっておりますが、当総会にて決定する旨を伝えており、了承をいただいておりますことを申し添えます。それでは当議題のご審議の程、よろしく願いいたします。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、発言のある委員は挙手願います。ご意見が無いようですので、ここで休憩いたします。
- (～休憩～)
- 土屋議長 それでは、再開します。休憩の間ですが、野増地区の〇〇さん、差木地地区の〇〇さん、元町地区の〇〇さん、北の山地区の〇〇さん、岡田地区の〇〇さんの計5名を推薦してはとのご意見をいただきましたので、大島町農業委員会として推薦させていただきます。大島町の選考によっては非該当となることがありますがご了承下さい。この件につきましてご意見はございますか。よろしいでしょうか。日程第2「大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について」は、ただいまの推薦意見を、大島町農業委員会として回答します。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局(幡野) それでは説明いたします。9月に開催されました第6回総会にて農地法第3条で上程いたしました〇〇さんの案件でございますが、□▲番▲、▲番▲と▲筆の申請がございました。10月の第7回総会后に□▲番▲の土地につきましては、通行に関しての覚書を締結し、通行許可を提出して頂いております。▲番▲の土地の通行許可に関しましては、現在協議中であり、改めて通行許可を得られた段階で申請をあげてもらい、今回に関して▲筆分▲番▲について条件を得たため許可することについて、委員の皆様にご承認いただきたいと思います。事務局からは以上です。
- 土屋議長 ただいま事務局で説明していただきました〇さんの件につきましては、▲筆を農業委員会で許可する。それでご了承いただきたいと思います。この件につきましてご意見はございますか。
- 小坂委員 異議なし。
- 土屋議長 ありがとうございます。それでは□▲に係る農地法第3条の許可申請については、大島町農業委員会として許可といたします。続いて何かございますか。
- 事務局(幡野) はい。よろしいですか。
- 土屋議長 お願いします。
- 事務局(幡野) 東京都農業祭が11月1日に行われまして、大島園芸組合から11点出品ございまして5点入賞しましたので、ご報告させていただきます。こちらについては12月号の広報おおしまで掲載を予定いたしております。報告は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。その他ご意見はございますか。ありましたらお願いいたします。
- 春木委員 はい、8番。
- 土屋議長 8番。
- 春木委員 意見なのですが、農業委員会だよりを出すにあたって、害獣の説明を大島公園の園長に1時間くらい話を聞いて来ました。町も大島公園もキョンを捕まえて減らすっていう話かと思ったら、大島公園では広範囲に網を張ってキョンの生息を狭めていって、最後にはゼロするっていう。捕まえて云々ではなく、農作物を荒らされるのを防ぐための網ではないという説明でした。少し驚いたのですが、農作物を守るっていう考えはないとのこと。話の初めに「キョンを逃がしたのは東京都の責任だ」と言われると「話はおしまいで」と訳の分からないことも言いました。自分達の不始末で放して、今の状態になっているのだから責任を持ってやるのかなと思ったら、農作物のことは考えてないということでした。
- 事務局(課長) よろしいですか。
- 土屋議長 はい、課長。
- 事務局(課長) その大島公園事務所の〇所長ですか。
- 春木委員 はい、そうです。
- 事務局(課長) 事務局で確認をとります。とんでもない話ですよ。
- 小坂委員 とんでもない話だよ、本当に。
- 向山委員 おかしな話だよ。
- 土屋議長 これは課長、お願いします。

- 事務局(課長) どういう説明をしたのか再確認ですね、それは。
- 事務局(山田) 場合によっては改めて、農業委員としての春木委員に説明をするという形でもよろしいですか。
- 春木委員 私も農業委員として面会したので。
- 事務局(山田) はい、分かりました。では、そのようにいたします。
- 笠間委員 4日にも説明会か何かありませんでしたか。
- 事務局(山田) 大島公園で説明会のようで、町には特に連絡はないです。
- 土屋議長 今度2日か3日にもあるでしょう、支庁で。
- 笠間委員 該当する地権者を選んでですか。
- 事務局(山田) そうですね。公園で行う事業についてです。
- 事務局(課長) 空港の下の範囲が広いじゃないですか。その地主を中心に声をかけるっていう説明でした。
- 事務局(山田) 今後の計画とか、そういうような事だと思うんですが。
- 土井委員 よろしいですか。
- 土屋議長 はい、10番。
- 土井委員 キョンに関してなのですが、先日裏砂漠で2m位の単管にネットを張って、ソーラーパネルを付けている施設がありました。今の春木委員の話で納得できたのですが、本当に農家のことを考えてやっているのであれば、先に農家にあの施設が来ますよね。そうすれば結局、あれを造った段階で農家に対しては被害が無くなる訳ですから。何で山の中にあんな立派な施設をと思いますけど。本当に腹が立ちちゃって。馬鹿にしているなどと思って。考えによってはキョンが飛び越えていくような。
- 事務局(山田) それは大島公園がやっている事業で、土井委員として大島公園に発言しても良いと思いますし、一農業者さんとしても一言言ってもらっても良いと思います。町の事業は別で、皆さんご存知のとおり畑に網を張らせてもらっています。大島公園は駆除ということでやっていますので、あの辺りはキョンが増えておりまして、巢みたいな場所なんです。そこを先にやっつけようという。作戦のうちの一つです。
- 土井委員 ちょっと言葉が悪いのですが、目的は何なのかと。本来は住民に被害が出ているから回避するための目的であってほしい。税金を使ってやっている訳ですから、山の中であのようにやられたらどんどん下へ下りてくるじゃないですか。
- 事務局(山田) それも言っていただいて結構です。大島公園、東京都のやっている目的は駆除が目的です。撲滅が。農家の被害を守ることではないです。なので初めから違うんです。それは皆さん怒っていることを言っていただいて結構です。その反面で被害が出ているということで平成27年から大島町として事業をやっているのが、農家の被害をなくそうということで畑に網を張っています。本来の目的が違うというのが現状です。
- 土井委員 それは感じました。その辺を農業委員として、そういう風に方向転換して、そこに使える予算があるのなら、もっと大島町でやっている事業に予算を先にいただいて農家の被害を防ぐ予算をもっと増やしてほしいということ、農業委員会として挙げることはできませんか。

- 事務局(山田) もともと町でやっている事業と公園で事業のお財布が違うので、言うとしたら今のやり方を変えろという言い方が良いと思います。予算を大島町にというのではなくて裏砂漠からではなく農家の畑に関することをやれという言い方が良いと思います。もともとの財布が違うので。
- 土井委員 それは農業委員会として。
- 事務局(山田) 農業委員会としてでも、一農家さんとしてでも良いと思います。大島公園、支庁に言っていたら良いと思います。
- 土井委員 一農家といって馬鹿にされないように。
- 事務局(山田) そういう声が多ければもちろん農家さんの意見でも良いでしょうし。
- 土井委員 その辺はどうですか。農業委員会としての方向でやっていただければと思いますけど。
- 土屋議長 委員会の方で文書か何か出さなければならぬってことになりますね。
- 事務局(山田) それは皆さんと話してもらって。
- 土屋議長 ここで決定したものを事務局に書いてもらって、それを提出すると。農業委員会として東京都に挙げると。
- 土井委員 それを委員の人に諮ってください。
- 土屋議長 今の土井委員からの意見について何かございますか。はい、9番。
- 向山委員 三原山にそんなすごい施設があるって初めて聞いたんだけど、結局目的が違うことはあると思うよ。例えばクマが出るとか。クマは人間に危害を加えるから危険だから打つとか、一般市民にも被害が出る。今言うのは、農業者だけの作物には危害を加えるけど人間には危害を加えない。向かって怪我をしたとか聞いたことがない。そういうことで違いがあるんじゃない、駆除の仕方の。あると思うよ、きっと。
- 事務局(課長) キョンも事故を起こしていますね。バイクとぶつかって。人身事故があるんです。
- 向山委員 突進してきて。
- 事務局(課長) 突進というか飛び出し。
- 向山委員 キョン自体がイノシシとかクマみたいに向かってくるとかはないでしょう。
- 事務局(課長) かなりの怪我もしたり、バイクを廃車にしたりとかはありますので。
- 小坂委員 はい。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 結論を出す前に大島町で今張っている網。それは申し込んできた人にだけ張っているんだけど、それは全部間に合っているんですか。
- 事務局(山田) 間に合っています。間に合わせるようにしています。確かに時間を待ってくださいというの勿論業者の都合であるんですけど、今のところは。
- 小坂委員 今のところ間に合っている。だったら町にこれ以上の予算がきて、畑の方はこれ以上町に負担をかけて町の仕事を増やさなくても。ある程度、今の町の状態なら畑の中作物を守る。キョンを退治するのではなくて作物を守るっていうのが目的ですよ。
- 事務局(山田) 守りながら駆除も捕獲も。
- 小坂委員 捕獲もする。だけど今の網では捕獲にならないですよ。町の網では。
- 事務局(山田) それは各農家さんによって違います。やはり海老網でやっているところもあるんです。
- 小坂委員 海老網もあるんだ。

- 事務局(山田) あります。海老網を張っているところもあれば箱罟を設置しているところもあります。それぞれ農家さんの広さにもよりますし、やはり見回りもして頂くことになります。錯誤捕獲が一番怖いので、畑の奥の方の見回りをできない、毎日見てもらえないところであれば海老網を張って見れないのであれば普通のゴルフネットで対応をしています。
- 小坂委員 そうであれば私も海老網を張ってもらいたかったよ。
- 事務局(山田) ではまた改めて。
- 小坂委員 今のままでのように生息地域を狭めるだけでキョンは減らない。キョンをある程度退治しないと農作物を守ることはならない。そのうちキョンも増えてくれば、あの網も飛び越えてしまうよ。
- 事務局(山田) 小坂委員のように、毎日見回りをしてくださるのであれば。
- 小坂委員 自分の畑にネットを張ってもらうんだから、農家だって見回りくらいしなきゃ。中には高齢で大変だと言う人もいるかと思うけど。
- 中村委員 よろしいですか。
- 土屋議長 はい、5番。
- 中村委員 昨日、北の山で呼び止められまして、キョンの足跡がとて多くて。畑が5千坪もあって見回りができないから困っていると相談されました。その辺を何とか打開策があればと思うんだけどね。
- 事務局(山田) ただいま中村委員が仰ったように、広い畑で見回りが大変ということであれば、負担を軽減するためにゴルフネットの設置のみとなり、見回りができる場合は、その範囲に限り、海老網を設置する等、個々に対応しております。
- 中村委員 他の地区の委員さんには分からないかと思いますが、差木地の一番が沢でキョンが死んでいまして、片付けなければと思い、1時間後に戻りましたがすぐ回収してもらってましたね。神の根でも2頭見かけましたが、生育環境が良いのでしょうか。以上です。
- 土屋議長 それでは土井委員からご意見のありましたキョンの件について、大島町農業委員会として文書にて要望書を都立大島公園事務所に提出するということがよろしいでしょうか。
- 春木委員 よろしいですか。
- 土屋議長 はい、8番。
- 春木委員 本当にどんどんやってもらったほうがいいですよ。
- 事務局(課長) 私たちが把握していない情報もあるようですから、総会終了後に会長を中心として要望書の内容を取りまとめていただけませんか。最終的には事務局である程度整えますので。
- 土屋議長 それでは都立大島公園事務所への要望書については総会終了後に協議することといたします。それでは事務局から報告がありますのでお願いします。
- 事務局(幡野) それではご報告いたします。農地利用状況調査ですが、来年度の実施につきましては平成29年1月から10月までとさせていただきます。もう一点ですが、25日金曜日から28日月曜日まで、伊豆大島農ある島暮らし体験という、農業の就業体験を実施いたしますので、ご報告いたします。
- 土屋議長 その他何かございますか。はい、9番。

- 向山委員 これは余談なんですけど、9月5日に行いました登記官照会に伴う現地調査で、現況地目が山林であると回答しましたよね。そうしたら最近ある人がそこを綺麗に整備して自然薯の栽培を始めたんです。
- 小坂委員 畑から山林にするのに農業委員会の許可が必要だが、山林を畑にするのは自由なの。そうじゃないでしょ。
- 事務局（雨宮） 地目は法務局の管轄となりますので、そちらの判断が必要かと思います。
- 小坂委員 そちらの判断って、地目を変更するのに農地を山林に場合は農業委員会。今度は山林から農地にするのは農業委員会は関係ないの。
- 事務局（雨宮） 現況地目がどうかという照会はあるかも知れませんが。
- 小坂委員 じゃあもう直接農業委員会は何だかんだと言うことはできないのか。地目が山林の場合は。それを農地にしようが何にしようが。
- 中村委員 ちゃんと確認してくださいよ。現実には綺麗になっているんだから。
- 向山委員 この件は、畑だったところを売買するのに農業者ではないのだから、登記官照会で山林に地目変更をして手に入れたんですよ。最初から自然薯栽培をやるんだったら、農業をやっていないから、このような手を使ったのかな。
- 小坂委員 以前、農業会議に聞いてみたんだけど、宅地を農地にしたいという人がいて、宅地より農地にした方が結局税金が安いということで相談を受けたんだけど、すぐにはできなくて。農業委員会が現地を見て、そこが農地として使っていて、それを2、3年経過して農業委員会から承認を得られれば農地にできると回答をもらったんだけど。農業委員の権限が作って駄目という訳ではないんだけど、また農地に戻りたいということであれば。だけど畑に戻す馬鹿はいないからな。山林の方が税金が安いんだから、大島の場合は。
- 向山委員 もう一つ、先々月研修会がありましたよね、農業委員会の。そこで配られた本に目を通したんだけど、農地利用状況調査で遊休農地と判断された場合に、それをそのままにしておくとな税金が高くなると書いてあったんだけど、それについて知っていますか。
- 小坂委員 よろしいですか。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 農地利用状況調査について先月も聞いたんだけど、今の地図が非常に見えにくくて、現地調査をすると地番を探すのが大変なんだよ。もっとはっきりした地図を作ってくれ。先月もはっきりした返事もらっていないから、そこを回答してください、事務局。
- 事務局（雨宮） 前回の総会でいただきましたご意見につきまして、総会終了後に業者へ打診いたしました。15冊制作するのに130万円程かかるそうです。事務局といたしましてもすぐに制作するだけの予算がありませんので、予算を含めて検討させていただきたいと思っております。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 前回は課長も係長もいなかったと思うけど、ゴジラに2億も使うんだったら、実際に仕事に必要なものに130万円だろうが200万円だろうがそれ位の金は出してもらいなさいよ。確かに2億出して観光客がそれだけ増えればいいけど、それだけ効果がある

のか。農業委員会の仕事は法律に基づいてやっているんだから、130万円なんか何だよ、そんなもの。2億の支出を考えたら出せない筈がない。

事務局（課長） 分かりました。決してゴジラへの支出は無駄なものであると思っております。それは観光振興に費やす予算ですので。今小坂委員が仰ったことは、12月補正には間に合いませんが、3月補正もしくは当初予算と、財政部局と調整いたしますので。また次回の総会にてご報告させていただきます。

小坂委員 それと地図を見るのに虫眼鏡が欲しいんだけど。

向山委員 必要最低限のものだからさ。

土屋議長 その他何かございますか。はい、2番。

小坂委員 今年度の補助事業をやるのは何件あるんですか。

事務局（山田） 千両、レモンの2件です。

小坂委員 レモンが2農家。

事務局（山田） レモンは1農家です。千両が3農家です。

小坂委員 レモンが1農家。1農家でもできるんですか。3農家以上ではなくてもできるんですか。

事務局（山田） 研究会グループとして複数名いますが、整備は1農家です。

小坂委員 この4農家は認定農業者になっているんですか。

事務局（山田） 千両の3農家は認定農業者で、レモンの1農家はこれから認定農業者となる予定です。

土屋議長 その他に何かございますか。はい、2番。

小坂委員 この間自主研修に行った時に小山町農業委員会の会長に「大島に認定農業者は何軒あるんですか。」と。それからこの前の研修の時も東京都農業会議の北沢事務局長が言ったけど、認定農業者になっていない人にも農業経営基盤強化促進法に当てはめてやっていると。以前はこんなことなかったけど、なるべくではなくて、農業経営基盤強化促進法による申請をする人には認定農業者になってもらうように、事務局もお願いするように。それでなければ農地法でやってもらうように。50数人いた認定農業者が23人になってしまうというのは。以前は全部事務方が農家にお願いしていたんだ。事務方はこれからは気を付けるように。

事務局（山田） 該当する方がいれば、積極的にご案内したいと思います。

土屋議長 その他に何かございますか。はい、10番。

土井委員 認定農業者は誰が認定するんですか。

土屋議長 はい、2番。

小坂委員 大島町の観光産業課職員と、東京都大島支庁産業課職員と普及指導センターの職員と私で、会長をやっています。何だか長ったらしい名前だったな。

土井委員 大島町の場合は町長が認定すると。

事務局（野村） 最終的には町長が認定します。提出された営農計画が適切かどうかを審査しますので、誰でもなれるものではありません。

小坂委員 審査は結構厳しいです。

土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第8回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員